

第2号議案

広島圏都市計画区域区分の変更について

(広島県決定)

都 計 第 276 号
令和 4 年 11 月 7 日

広島県都市計画審議会会長様

広 島 県 知 事
〒730-8511 広島市中区基町 10-52
都 市 計 画 課

広島圏都市計画区域区分の変更について（諮問）

このことについて、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 18 条第 1 項の規定によって、貴会の意見を求めます。

広島圏都市計画 区域区分計画書

1. 市街化区域及び市街化調整区域の区分

「計画図表示のとおり」

2. 人口フレーム

年次	平成27年 (基準年)	令和12年 (目標年)
区分		
都市計画区域内人口	1,584千人	概ね 1,549千人
市街化区域内人口	1,549千人	概ね 1,520千人
配分する人口	—	概ね 1,520千人
保留する人口	—	0千人
(特定保留)	—	0千人
(一般保留)	—	0千人

理由

別紙理由書のとおり

理 由 書 (広島圏都市計画区域区分の変更)

広島圏都市計画区域は、大竹市、廿日市市、広島市、呉市、府中町、海田町、熊野町、坂町の4市4町で構成された広域都市計画区域として、昭和46年1月に区域指定を行うと同時に、区域区分の決定を行い、その後5回の定期見直しを行うとともに、第5回定期見直しで保留された人口等の一部解除を経て、現在に至っている。

令和3年3月に策定した「広島圏域都市計画マスタープラン」では、「コンパクト+ネットワーク型の都市」や「安全・安心に暮らせる都市」などの5つの都市の目指すべき将来像を掲げ、その実現に向けて広域的な観点から主要な都市計画の方針等を定めている。また、本都市計画区域は、広島圏域の中心であるとともに、瀬戸内海地域及び中四国地域の連携・交流拠点として、広島県内はもとより中四国地方の発展を牽引する中核的役割を担うものとして位置付けている。

各市町においては「広島圏域都市計画マスタープラン」に即し、より地域に密着した見地から、その創意工夫の下に、市町が策定する都市計画マスタープランや立地適正化計画等に基づき、具体的な都市づくりを進めているところである。

今回の変更は、これらの上位計画に即し、都市計画法第6条で定める都市計画基礎調査による都市の発展の動向や、人口及び産業の将来見通し等を勘案し、第6回定期見直しによって、区域区分に関する都市計画の変更を行うものである。

具体的な変更内容は、宮島口旅客ターミナルとして整備した「宮島ロー丁目地区」や公有水面埋立事業により造成された「広島港五日市地区」等の区域や、概ね10年以内に優先的、計画的に市街化を図る区域などを市街化区域に編入するとともに、山林や農地等の今後市街地形成が見込まれない土地や災害の発生のおそれのある土地等の区域について、土地の利用状況や各種災害への対策状況等を踏まえつつ、市街化調整区域に編入するものである。

なお、山陽自動車道に隣接した「上平良宇広池外地区」等、市街地の形成に相当期間を要する区域は特定保留区域に位置付ける。

広島圏都市計画

区域区分 新旧対照表

新				旧			
2. 人口フレーム				2. 人口フレーム			
年次	平成27年 (基準年)	令和12年 (目標年)	区分	年次	平成17年 (基準年)	平成32年 (目標年)	区分
	1,584千人	概ね 1,549千人	都市計画区域内人口		1,552千人	1,520千人	都市計画区域内人口
	1,549千人	概ね 1,520千人	市街化区域内人口		1,504千人	1,475千人	市街化区域内人口
	—	概ね 1,520千人	配分する人口		—	1,459千人	配分する人口
	—	0千人	保留する人口		—	16千人	保留する人口
	—	0千人	(特定保留)		—	14千人	(特定保留)
	—	0千人	(一般保留)		—	2千人	(一般保留)

位置図

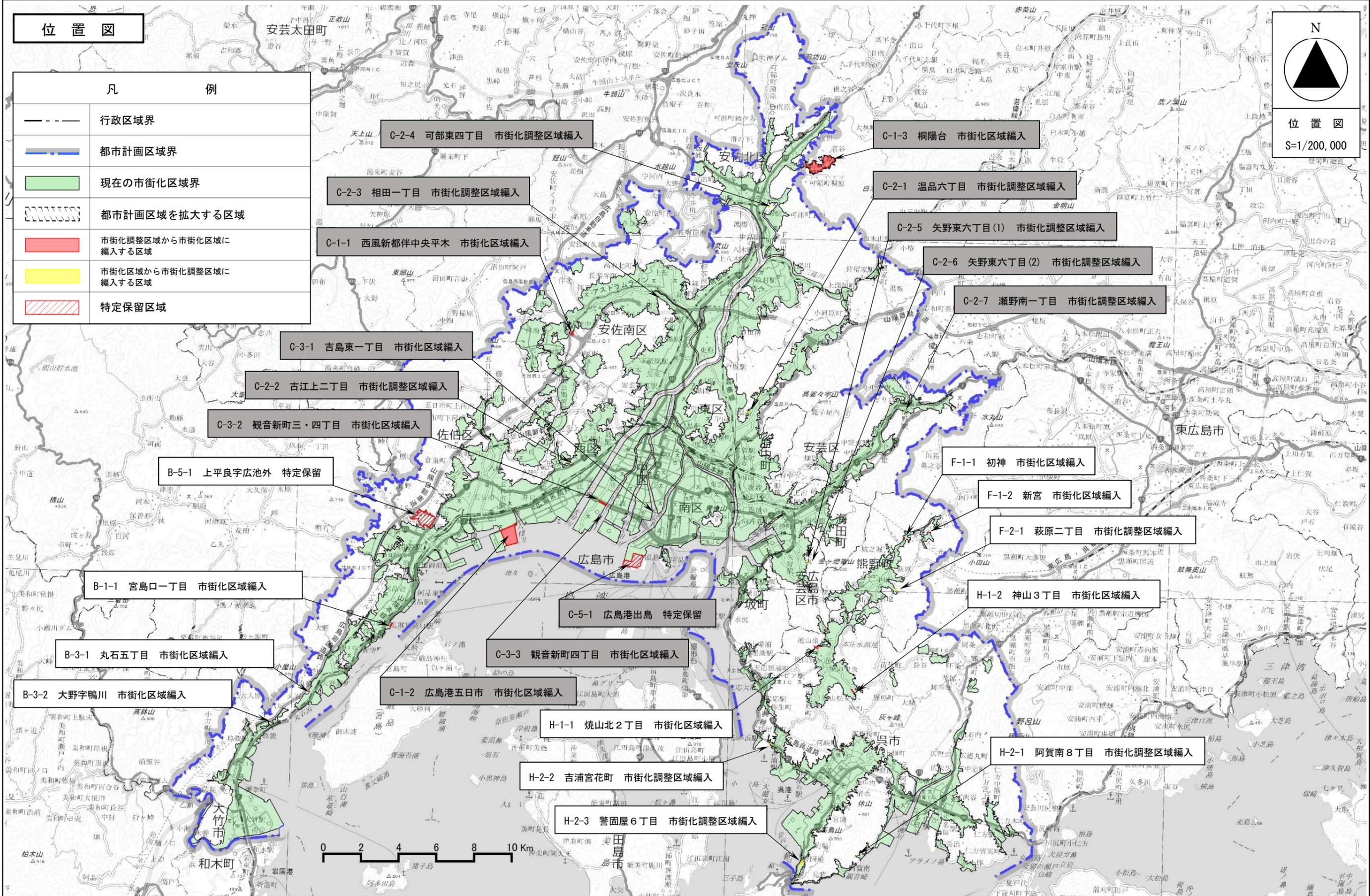
N



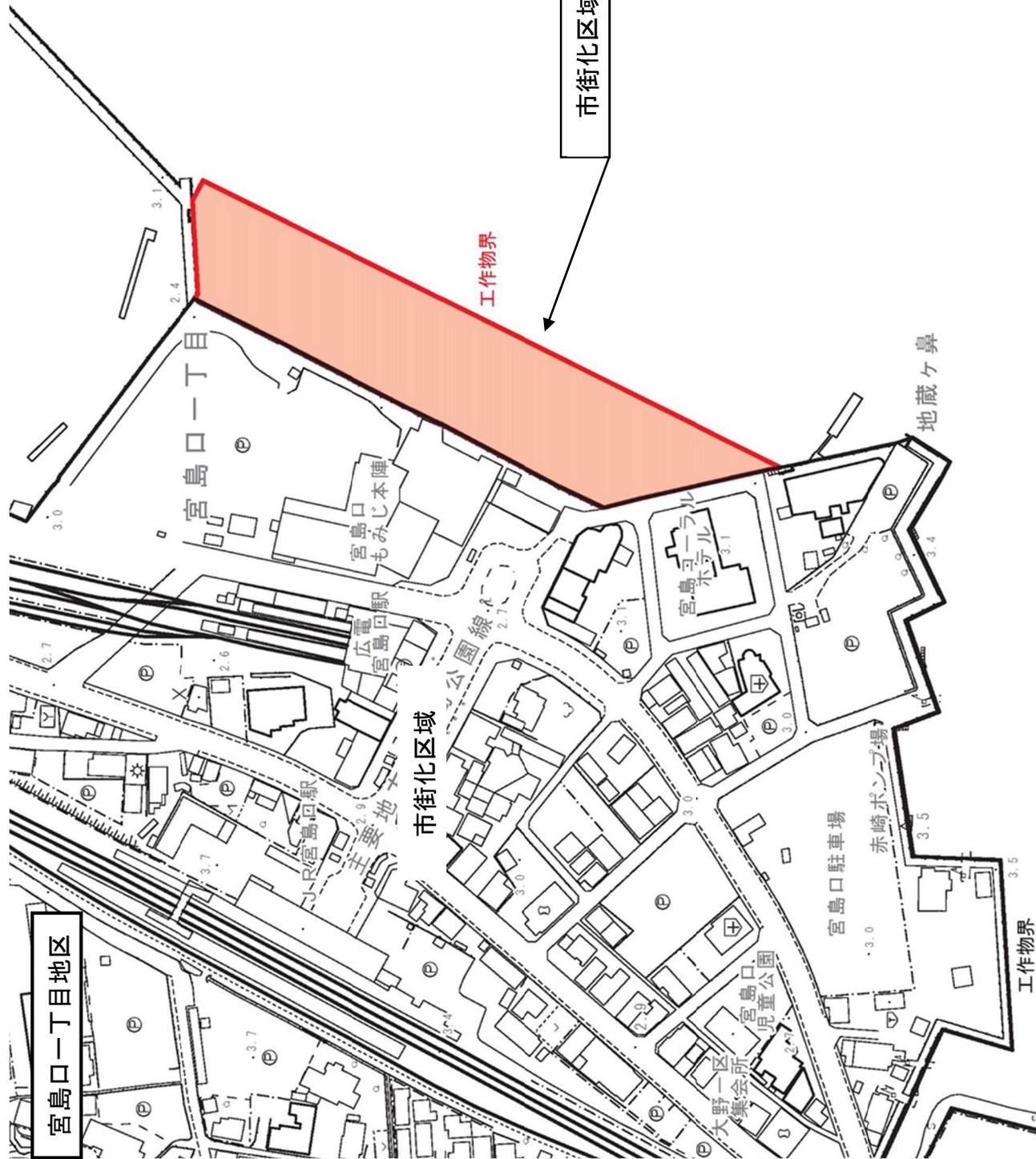
位置図

S=1/200,000

凡 例	
	行政区境界
	都市計画区域界
	現在の市街化区域界
	都市計画区域を拡大する区域
	市街化調整区域から市街化区域に編入する区域
	市街化区域から市街化調整区域に編入する区域
	特定保留区域



広島圏都市計画区域区分の変更



広島圏都市計画区域区分の変更
(廿日市市)
計画図

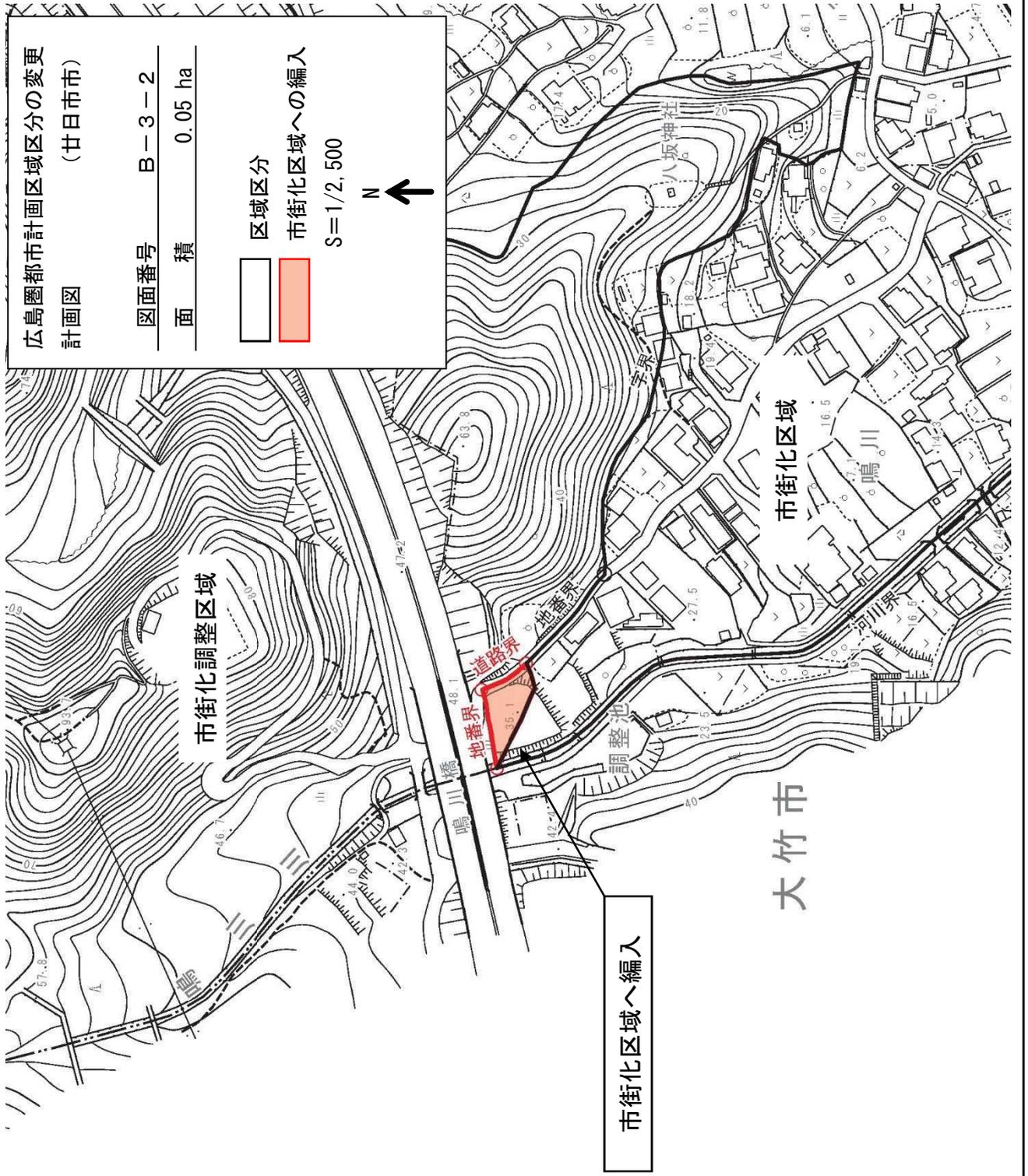
図面番号	B-1-1
面積	1.02 ha

区域区分
 市街化区域への編入
 S=1/2,500

N ↑

広島圏都市計画区域区分の変更

大野字鳴川地区



広島圏都市計画区域区分の変更

広島圏都市計画区域区分の変更
計画図
(廿日市市)

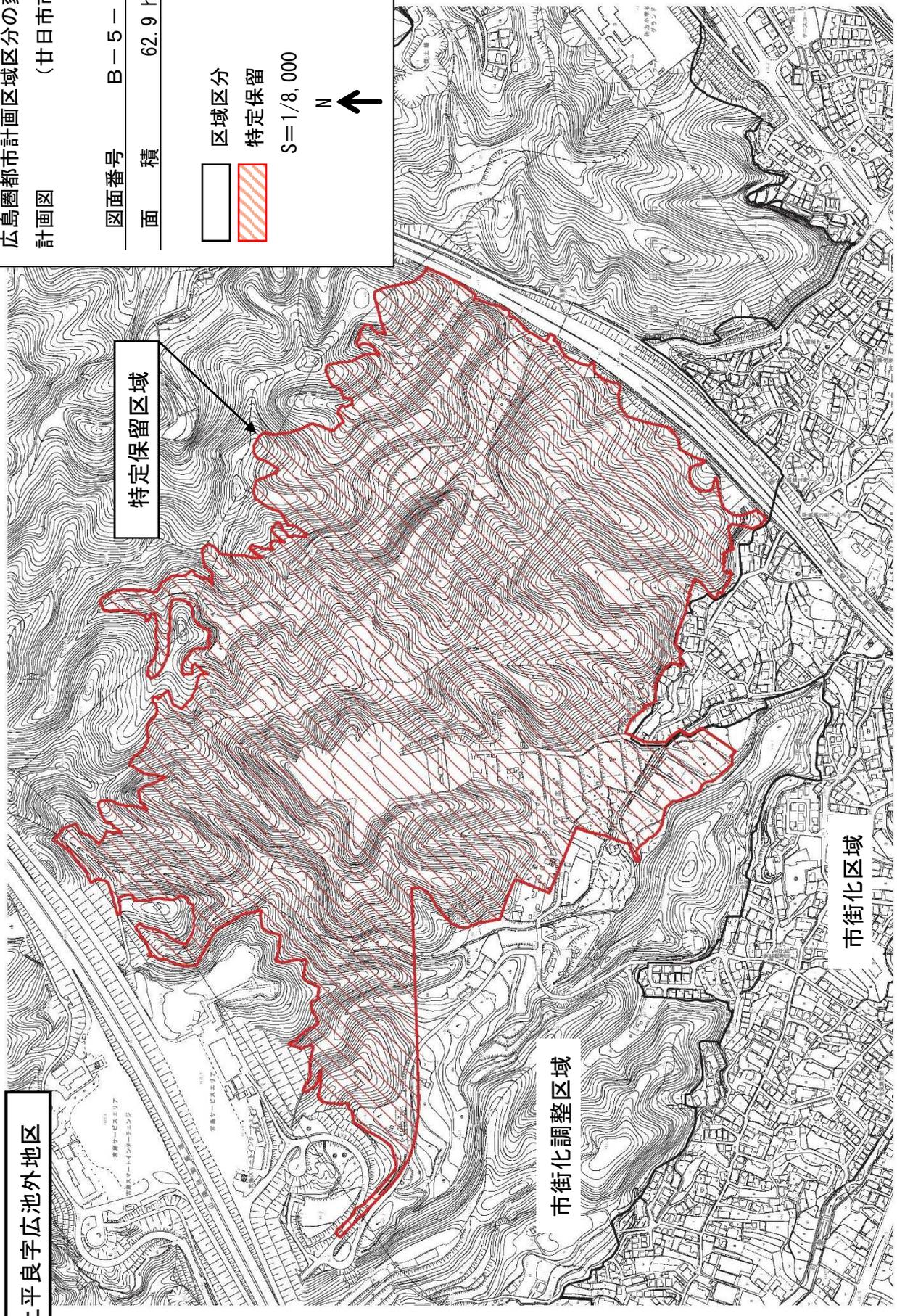
図面番号 B-5-1

面積 62.9 ha

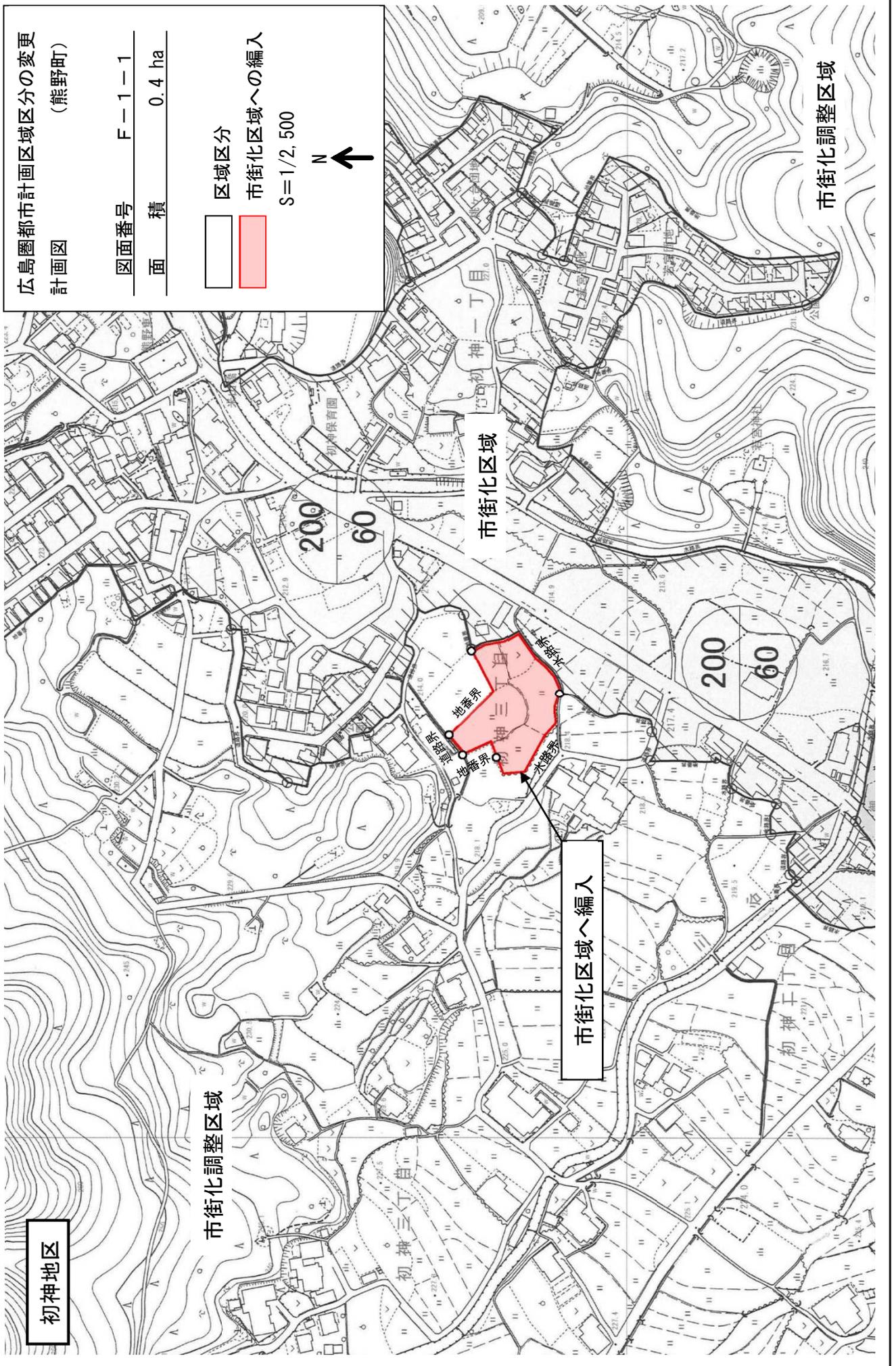
区域区分
特定保留

S=1/8,000

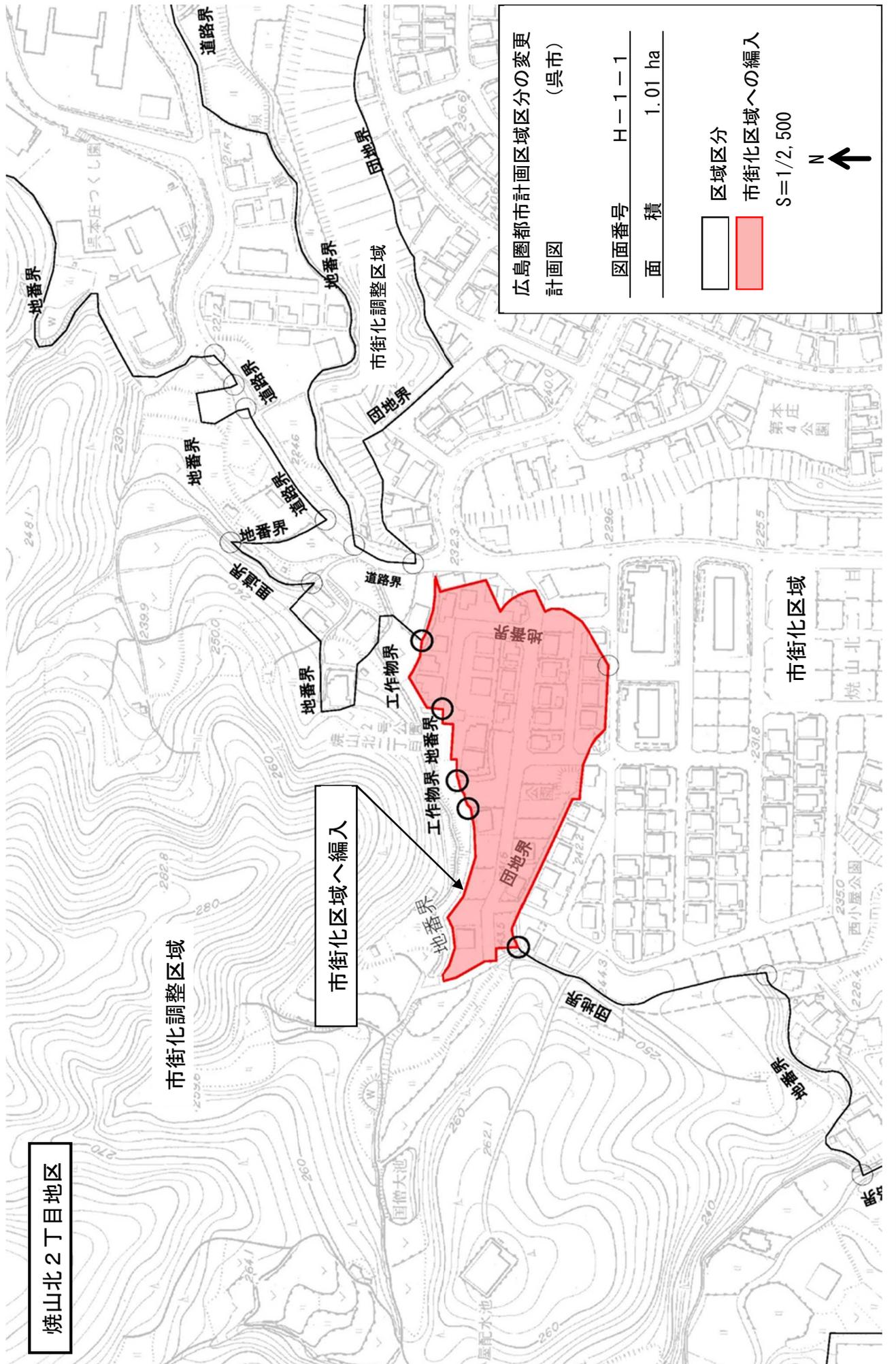
N ↑



広島圏都市計画区域区分の変更



焼山北2丁目地区



広島圏都市計画区域区分の変更
計画図
(呉市)

図面番号 H-1-1

面積 1.01 ha

□ 区域区分

■ 市街化区域への編入

S=1/2,500



広島圏都市計画区域区分の変更

神山3丁目地区

広島圏都市計画区域区分の変更
計画図
(呉市)

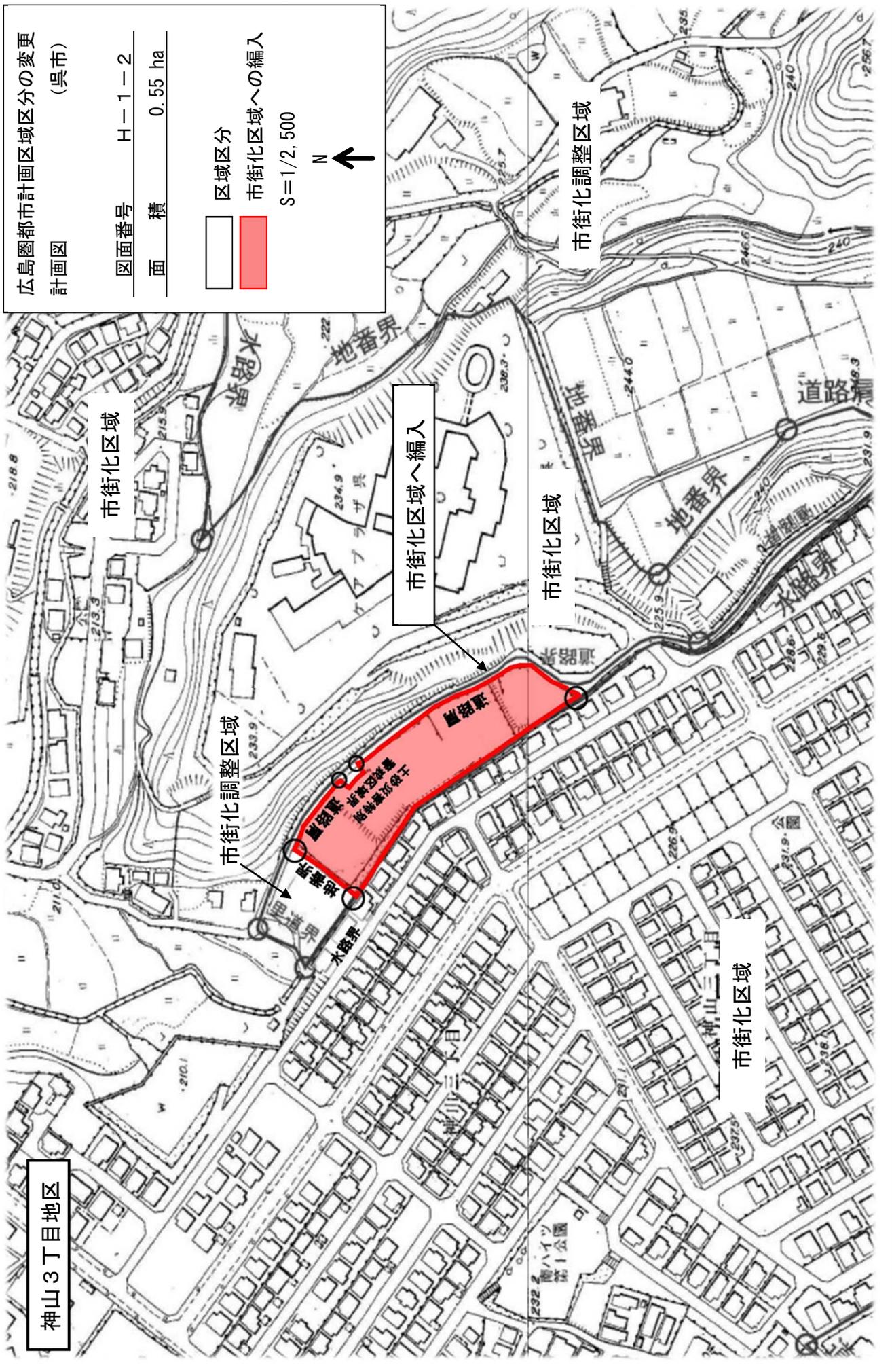
図面番号 H-1-2

面積 0.55 ha

区域区分

市街化区域への編入

S=1/2,500



広島圏都市計画区域区分の変更

警固屋6丁目地区

広島圏都市計画区域区分の変更
計画図
(呉市)

図面番号 H-2-3

面積 1.42 ha



区域区分



市街化調整区域への編入

S=1/2,500

